

原議保存期間	5年(令和12年3月31日まで)
有効期間	一種(令和12年3月31日まで)

各管区警察局（支局）各部長  
 東京都警察情報通信部長  
 北海道警察情報通信部長  
 各府県（方面）情報通信部長  
 警視庁各部長  
 各道府県警察（方面）本部長  
 （参考送付先）

庁内各局部課長  
 警察大学校各教養部長  
 警察大学校附属警察情報通信学校長  
 皇宮警察本部各部長

殿

警察庁 丁備三発第129号、丁企画発第319号  
 丁人発第566号、丁通基発第114号  
 丁生企発第416号、丁捜一発第114号  
 丁交指発第123号、丁規発第98号  
 丁備企発第154号、丁サ企発第98号

令和6年7月23日  
 警察庁警備局警備運用部警備第三課長  
 警察庁長官官房企画課長  
 警察庁長官官房人事課長  
 警察庁長官官房通信基盤課長  
 警察庁生活安全局生活安全企画課長  
 警察庁刑事局捜査第一課長  
 警察庁交通局交通指導課長  
 警察庁交通局交通規制課長  
 警察庁警備局警備企画課長  
 警察庁サイバー警察局サイバー企画課長

大規模災害の最初期における情報収集・集約の更なる強化について（通達）

大規模地震・津波等の大規模災害発生時において、被災地警察及び特別派遣部隊が救出救助・捜索活動、交通情報収集等の交通対策等の初動対応を十全に行うためには、発災後24時間（以下「最初期」という。）における被害状況等に関する情報の収集・集約、警察庁への報告等を迅速かつ的確に行うことが極めて重要である。

この度、令和6年能登半島地震における最初期の対処を振り返り、大規模災害の最初期における情報収集・集約等の更なる強化に資する方策を下記のとおり取りまとめたので、各都道府県警察においては、各方策の重要性を災害対処に従事する職員に十分認識させた上で、最初期の対処に係る実戦的訓練を警察本部・警察署が一体となって行うなどして、最初期における情報収集・集約等の更なる強化に努められたい。

記

## 1 体制の早期確立

### (1) 災害警備本部の早期構築

夜間・休日における発災に際し、早期に災害警備本部等の体制を構築できるよう、平素から、参集対象となる災害警備本部要員に対して迅速な参集に係る意識付けを行うとともに、夜間・休日における発災を想定し、順次参集する職員に任務付与等を行う災害警備本部立ち上げ訓練を（執務時間中に）年複数回行うこと。

### (2) 幹部職員の参集における警ら用無線自動車等の活用等

状況が刻一刻と変化する最初期においては、特別派遣の要請等を含め困難な判断を迫られる場面が多く、幹部職員の不在により対処に支障が生じるおそれがあるため、災害警備本部長、同本部副本部長、警察署長等の幹部職員の参集に際しては、必要に応じて警ら用無線自動車等による緊急輸送を行うなど、迅速な参集方法について確認するとともに、通信が途絶した場合に備え、衛星携帯電話等による災害警備本部長等との間の通信手段を確保すること。

### (3) 被災地警察署災害警備本部要員の派遣

災害規模に比して被災地警察署の体制が十分でない場合は、署災害警備本部機能を発揮・安定させるため、警察本部から被災地警察署に要員を迅速に派遣すること。その際、警察用航空機等の活用も検討すること。

### (4) 職員の安否確認

発災時に職員の安否を早期に確認できるよう、平素から、職員に対して安否報告要領に関する教養を徹底するとともに、通信が途絶した場合を想定して、例えば職員に自宅又は帰省先近くの交番等警察施設に赴かせるなどの安否確認手段も確保しておくこと。

## 2 情報の収集・集約

### (1) 交番・駐在所員等による「生の声情報」の報告

発災地の現場警察官・警察職員の体感や停電、家屋倒壊、道路寸断等の情報（「生の声情報」）について、災害警備本部への報告要領等を警察署員を始めとする所属職員に周知徹底すること。なお、被害規模が甚大な場合、「生の声情報」の報告が困難となり、報告される情報の正確性が低下する傾向にあることや、災害警備本部立ち上げ期における機能・体制等を踏まえ、発災後数時間は、必要に応じて、警察庁から被災地警察署の交番・駐在所等に対し、直接、電話による被災状況等の聴取を行う場合もあり得るので了知されたい。本項目については、追って、新たな様式等を含めた詳細を示達する。

### (2) 現場警察官によるPⅢを活用した映像伝送

警ら用無線自動車乗務員、交番・駐在所員、警察本部執行隊員等は、(1)の報告に加えて、高度警察情報通信基盤システム（PⅢ）の「災害カメラ」アプリにより、活動場所周辺の映像を警察本部に迅速に伝送すること。

### (3) 機動隊等によるドローンを活用した映像伝送

ドローンは、土砂崩れや倒壊家屋等の現場において、死角がある中でも一定程度の高さから状況を確認できる点で有用であるため、被災地警察の機動隊、広域緊急援助隊（警備部隊）等は、ドローンにより、被災地の映像を機動警察通信隊と連携するなどして警察本部に伝送すること。

### (4) 航空隊によるヘリコプターテレビシステムを活用した映像伝送

警察用航空機は、機動力の高さや活動範囲の広さから、最初期の情報収集において果たす

役割が大きいことを踏まえ、被災地警察及び近隣警察の航空隊員は、警察庁の調整に基づく3(1)記載の並行決裁手続と同時に速やかに飛行準備を行うこと。また、飛行開始後は、ヘリコプターテレビシステムにより、倒壊家屋や土砂崩れのほか、道路寸断、津波の状況等、被災地の映像にアナウンスを付加した上で、機動警察通信隊と連携するなどして警察本部に伝送すること。

(5) 機動警察通信隊による映像伝送

被災県の機動警察通信隊は、被災現場へ向かう際、モバイルカメラ等により速やかに周辺道路状況及び現場映像の伝送を行うこと。また、広域緊急援助隊（警備部隊）に帯同する機動警察通信隊は、モバイルカメラ、ドローン等により撮影した被災地の周辺道路状況及び現場映像の伝送を行うこと。その際、警察庁・警察本部の災害警備本部における現場状況の把握に資するよう、必要に応じ他の部隊と連携の上、映像にアナウンスを積極的に付加すること。

(6) 110番等による救助要請の迅速な集約

110番、警察署等の加入電話、現場警察官への申告等の多様な方法により行われる救助要請の迅速な集約のため、警察本部災害警備本部において専従員を指定し、救助要請事案に係る情報の集約及び地図化を行うこと。その際、警察庁が付与する「SNS情報検索サービス」のアカウントも活用し、インターネット上の情報の収集にも努めること。

(7) 孤立地域・集落に係る情報の収集・集約等

航空隊による情報収集活動、ヘリテレ映像の分析、報道機関を含む関係機関からの提報等により把握された孤立地域・集落に関する情報について、警察本部災害警備本部において集約・整理するとともに、緊急性に応じ、警察官による現地確認やホイストによる救助等必要な対応を講じること。

(8) 偽・誤情報対策

インターネット上の偽・誤情報については、信憑性の確認・判断に時間を要し、被災地等において救助活動への支障や社会的混乱を生じさせるおそれがあるため、警備部門とサイバー部門が連携し、関連事業者に対して警察活動で把握した当該情報等について削除依頼等を行うこと。この際、警察庁で把握した情報についても必要に応じて被災地警察の警察本部災害警備本部に共有することから、SNS事業者への削除依頼をはじめとするインターネット上の対策を行う上で活用すること。

(9) 人的被害関連情報の集約等

警察本部災害警備本部においては、都道府県災害対策本部にリエゾンを派遣するとともに、「災害警備実施時及び災害月報の報告要領について（通達）」（令和4年12月20日付け警察庁丁備三発第55号）により作成される人的被害等に関連する情報のリストを都道府県災害対策本部に共有するなどして、都道府県災害対策本部における人的被害関連情報の整理等を積極的に支援すること。

その際、刑事部門及び警備部門は、緊密な連携の下、「大規模災害発生時における警察取扱死体数等の報告について」（令和6年3月1日付け警察庁丁捜一発第17号ほか）により定められた要領に沿って集約・整理された警察取扱死体数等の情報と同一リストとの整合性を図るよう努めること。また、大規模災害の発生時に、関係機関間で迅速かつ的確に人的被害関連情報の共有ができるよう、平素から、都道府県警察内はもとより、都道府県警察と都道府県知事部局との間においても、人的被害関連情報の整理等に係る要領を確認しておくこと。

### 3 早期の部隊展開

#### (1) 援助要求・派遣手続の迅速化

大規模災害発生時の援助要求・派遣の意思決定手続においては、要求側公安委員会と派遣側公安委員会が同時並行的に手続を進め、要求側公安委員会から正式に援助要求がなされるのに先立ち、派遣側公安委員会において「援助要求がなされた場合には派遣を行う」旨の意思決定（以下「同時並行的な意思決定」という。）を行うことが可能である。特に大規模災害発生時には、同時並行的な意思決定を基本とするなどして、援助要求・派遣手続の迅速化に努めること。

#### (2) 被災地へのルート解明

救助部隊が被災地に到達するためのルートを早期に解明するため、警察用航空機による上空からの確認、交通部隊等による実走、PⅢ動態管理装置によるPⅢ形データ端末の軌跡の把握、プローブ情報の活用等の方法により道路交通情報の収集を行うとともに、収集した情報を部門間で速やかに共有・整理すること。なお、情報収集の過程において孤立地域・集落に関する情報を把握した場合は、警察本部災害警備本部内で速やかに共有すること。

#### (3) 部隊の参集・出動訓練と帯同資機材の点検・整備

広域緊急援助隊においては、速やかな部隊派遣に資するよう、平素から、部隊の参集・出動に係る訓練を実施するほか、部隊が帯同する資機材の点検・整備を徹底するとともに、あらかじめ必要な資機材は車両に積載しておくなどすること。

#### (4) 警察用航空機の活用

被災状況に係る情報収集、被災地警察等との部隊活動の調整等を迅速に行うため、広域緊急援助隊先行情報班及び警察庁災害対応指揮支援チーム（D-SUT）等を被災地等に派遣する場合は、警察用航空機による輸送を検討すること。また、平素から警察用航空機による部隊及び資機材の輸送訓練を実施すること。

#### (5) 自衛隊との関係構築及び合同輸送訓練等

道路寸断等により陸路による部隊展開が困難な場合等には、自衛隊の輸送機により部隊展開を行うことを想定し、平素から、各種訓練等を通じて自衛隊と顔の見える関係を構築するとともに、合同輸送訓練を実施して自衛隊輸送機に積載可能な車両・資機材を確認・整理する

ほか、資機材固縛による搭載要領等を確認すること。

#### 4 その他

##### (1) 警察庁への報告

前記1から3までの方策により最初期に収集・集約・整理した情報については、速やかに警察庁に報告・共有し、最初期以降においても適切に対応すること。また、平素においても、訓練等を通じて得られた教訓等は随時警察庁に報告すること。

##### (2) 自治組織、消防団等と共に最初期の救助活動を担う警察署員の対処能力向上

広域緊急援助隊（警備部隊）等が現場に到着するまでに、被災地警察署の交番・駐在所員等が、自治組織、消防団等と連携して的確に救助活動を行うことができるよう、平素から、警察署が中心となり地域住民も参画する災害対処訓練等を実施するとともに、自治組織・消防団等主催の訓練に交番・駐在所勤務員を含め積極的に参画し、警察の災害対処能力の底上げ及び地域の共助意識の醸成を図ること。

##### (3) 総合対策室の機能強化

総合対策室の機能を強化するため、情報共有タブレット等の資機材の導入等を行うとともに、訓練等を通じ必要に応じて座席・端末の配置等を見直すこと。また、総合対策室が常設されていない県警察においては、関係部門が連携して総合対策室の設置に向けた予算確保等を行うとともに、会議室等に応急的に立ち上げる対策本部の端末、電話等の設置等訓練を情報通信部と連携して行うこと。